

諸外国における温暖化対策に関する主な税制改正の経緯

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉(1990年～)など

・1990年	フィンランド	いわゆる炭素税(Additional duty)導入
・1991年	スウェーデン	二酸化炭素税(CO ₂ tax)導入
	ノルウェー	二酸化炭素税(CO ₂ tax)導入

1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット(リオデジャネイロ)

・1992年	デンマーク	二酸化炭素税(CO ₂ tax)導入
	オランダ	一般燃料税(General fuel tax)導入
・1993年	イギリス	炭化水素油税(Hydrocarbon oil duty)の段階的引上げ(～1999年)
・1996年	オランダ	規制エネルギー税(Regulatory energy tax)導入

1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】

・1999年	ドイツ	鉱油税(Mineral oil tax)の段階的引上げ(～2003年)、電気税(Electricity tax)導入
	イタリア	鉱油税(Excises on mineral oils)の改正(～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加)
・2001年	イギリス	気候変動税(Climate change levy)導入

<参考>2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」公布【2004年1月発効】

:各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定

・2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合(石炭についてのみ燃料税として存続(Tax on coal))。規制エネルギー税をエネルギー税(Energy tax)に改組
・2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税(Energy tax)に改組(石炭を追加)
・2007年	フランス	石炭税(Coal tax)導入

(出典)各國政府及びOECD資料

未定稿

欧洲諸国におけるエネルギー税制の主な変遷

イギリス	<p>1993～99年 既存のエネルギー税制の引上げ 炭化水素油税（ガソリン、軽油、重油等）について、税率を物価上昇率以上に毎年引上げ（エスカレーター制度）。</p> <p>2001年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 炭化水素油税が課税されない事業用の電気、石炭、天然ガス等に新たに気候変動税を課税。</p>
ドイツ	<p>1999年 既存のエネルギー税制の引上げ、既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油、重油等）を引上げ。鉱油税が課税されない電気に新たに電気税を課税。</p> <p>2006年 既存のエネルギー税制の対象を拡大 鉱油税について、課税対象外の石炭に課税対象を拡大し、エネルギー税に改組。</p>
フランス	<p>2007年 既存のエネルギー税制の対象外エネルギーに新税を導入 石油産品内国消費税（ガソリン、軽油、重油等）が課税されない石炭に新たに石炭税を課税。</p>
オランダ	<p>1992年 既存のエネルギー税制に加え新税を導入 鉱油税（ガソリン、軽油等）に加えて炭素含有量・エネルギー量を基準とした一般燃料税（石炭は新規課税）を導入 ※ 一般燃料税導入以前は、一般燃料課徴金が課されていた。</p> <p>2004年 炭素含有量等に応じた税をやめ、既存のエネルギー税制に統合 ガソリン、軽油、重油等については一般燃料税を鉱油税に統合。既存のエネルギー税制がなかった石炭についてのみ一般燃料税を「燃料税」として存続。 ※ 家庭等による小規模なエネルギー消費を対象に1996年に導入された規制エネルギー税をエネルギー税に改組。</p>
フィンランド	<p>1990年 既存のエネルギー税制に炭素含有量に応じた付加課税部分を設定 既存の燃料課税（ガソリン等）の付加課税部分として炭素含有量に応じた税率を設定（ただし、天然ガスは半額）。 ※ 1994年に炭素含有量及びエネルギー量に応じた税率に、1997年には再度炭素含有量に応じた税率に考え方を変更。</p>
デンマーク	<p>1992年 既存のエネルギー税制に上乗せして炭素含有量に応じた新税を導入 既存のエネルギー税制（ガソリン、軽油等）に上乗せして炭素含有量に応じた二酸化炭素税を導入。</p>

(出典) 各国政府資料及びOECD資料